

事 務 連 絡
平成28年12月14日

社会保険未加入対策推進協議会 参加団体 各位

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室

アンケート調査ご協力のお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび国土交通省では、社会保険未加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる社会保険等への加入徹底方策を検討していくため、業務委託先である株式会社アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、昨年度に引き続き、下記のとおり建設企業の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へご周知くださいますよう、何卒、ご協力の程、お願いいたします。

なお、本調査は、建設業における社会保険等未加入対策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはなく、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますよう、ご周知いただければ幸いです。

記

1. 調査の目的

各建設企業における以下の現状を把握することを目的に、社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業に対してアンケート調査を行う。

○社会保険等加入状況の確認・指導について

(加入確認の実態／未加入の場合の対応)

○法定福利費を内訳明示した見積書について

(下請企業に対する指導実態／下請企業からの提出有無／提出があった場合の対応など)

(注文者への提出有無／提出しなかった理由／提出の場合の発注企業の対応など)

2. 調査対象

社会保険未加入対策推進協議会参加団体に所属する建設企業 など



3. 調査の流れ

- ①国土交通省から各建設業者団体にアンケート実施を依頼。
- ②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。
- ③WEBアンケートにより、各会員企業から直接回答（回答手順等は別添を参照）。
- ④調査実施主体（株式会社アプライドリサーチ研究所）にて集計。

4. 回答期限

平成29年1月17日（火）17時

5. 問い合わせ先

アンケート事務局

TEL:03-5259-9146（平日 10:00-17:00） ※年末年始を除く

6. その他

- ・アンケート調査の回答方法は、集計作業の関係等により、原則インターネットにより提出してください。何卒、ご協力お願いします。
- ・本調査は、各建設企業の取組方針・取組状況を把握することを目的としておりますので、各建設企業の取組等を統括されている部署のご担当者等においてご回答ください。
- ・調査内容は「法定福利費を内訳明示した見積書」に関する設問となります。本見積書の活用については、標準見積書を作成・活用いただいている建設業者団体はもとより、同見積書を作成していない建設業者団体に所属する会員企業におかれても、活用されることが想定されます。つきましては、標準見積書を作成していない団体におかれましてもできる限り同設問に回答頂くよう、会員企業にご周知ください。よろしくお願い致します。

<担当>

国土交通省土地・建設産業局

建設市場整備課労働資材対策室

労働適正化係 黒田

tel 03-5253-8111 (内線：24828)/fax 03-5253-1555

03-5253-8283 (直通)

E-mail：kuroda-k2e5@mlit.go.jp

平成28年12月14日

各建設企業の皆様

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課 労働資材対策室

社会保険未加入対策に関連したアンケート調査への御協力のお願い

平素は、国土交通行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、建設産業では関係者を挙げて雇用保険、健康保険、厚生年金保険の未加入対策を総合的に進めているところです。

今般、国土交通省では、社会保険未加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設企業の取組状況を把握し、更なる社会保険等への加入徹底・法定福利費の確保方策等を検討していくため、業務委託先である一般財団法人建設業振興基金を調査主体といたしまして、別添のとおりアンケート調査を実施させていただくことといたしました。

つきましては、大変お忙しい時期とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、別添の流れに沿って、アンケートにご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査は、建設業における社会保険未加入対策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはありません。建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますようお願い致します。

アンケート調査の回答方法等につきましては、別添をご覧ください。

<担当>

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課労働資材対策室
労働適正化係 黒田

tel 03-5253-8111 (内線：24828)/fax 03-5253-1555

03-5253-8283 (直通)

E-mail：kuroda-k2e5@mlit.go.jp

WEB アンケートの入力方法

WEB アンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

入口ページ

<http://www.ari.co.jp/hoken/>

画面中央のボタン「WEB アンケートに答える」をクリックして下さい。

はじめに

「はじめにお読み下さい」の内容を確認し、問題がなければ「次へ」をクリックして下さい。

回答・記入

表示された画面の指示に従って入力して下さい。

主な設問事項

社会保険等加入への確認・指導

- ・ 加入確認の実態/未加入の場合の対応

法定福利費の内訳明示した見積書の活用

- ・ 下請企業に対する指導実態/下請企業からの提出有無
- ・ 提出があった場合の対応

注文者への提出状況

- ・ 発注企業からの指導の有無
- ・ 提出しなかった理由/提出の場合、発注企業の対応
- ・ 見積書の提出形式



回答の提出

入力されたアンケート内容を確認し送信して下さい。

回答期限 ▶▶▶ 平成 29 年 1 月 17 日(火) 17 : 00

お問い合わせ

アンケート事務局

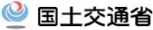
TEL:03-5259-9146 (平日 10:00-17:00) ※年末年始を除く

FAX:03-5259-6381

WEB アンケートの画面イメージ

実際に表示される設問画面は、回答者の状況により少しずつ異なります。以下は代表的な表示例としてご覧下さい。

<http://www.ari.co.jp/hoken/>



法定福利費を内訳明示した 見積書の活用状況等に関する調査

WEBアンケート

本調査は、建設業における社会保険等未加入対策の一環である、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等を把握し、今後の施策検討の基礎資料とさせて頂くことを目的としたものです。ご協力お願い申し上げます。

回答期限 平成29年1月17日(火) 17:00

[WEBアンケートに答える](#)

※通信環境等によりWEBによる回答が難しい方は、コチラのPDFを印刷しご記入のうえFAXにてご返信下さい。

アンケート事務局
TEL 03-5259-9146 (平日10:00-17:00) ※年末年始を除く
FAX 03-5259-6381



法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査

1 貴社の概要について

【*】がついているのは、「必須」設問です。

Q1 貴社についてご記入下さい

事業所名*		企業形態*	☐ 1 法人 ☐ 2 個人		
本社所在地*	(都道府県) (市区町村)				
建設業許可 (回答は一つ) ※大企業・知事の両方の許可をお持ちの場合は、大企業許可の方を指定して下さい	☐ 1 国土交通大臣(特定) ☐ 2 国土交通大臣(一般) ☐ 3 都道府県知事(特定) ☐ 4 都道府県知事(一般)	建設業許可番号 ※大企業・知事の両方の許可をお持ちの場合は、大企業許可の番号を指定して下さい			
所属団体* (回答はいくつでも)	<table><tr><td>☐ 1 全国管工事業協同組合連合会 ☐ 2 日本空調衛生工事業協会 ☐ 3 日本塗装工業会 ☐ 4 全国建設協会 (各建設協会) ☐ 5 日本左官業組合連合会 ☐ 6 日本サッシ協会 ☐ 7 日本電設工業協会 ☐ 8 全国クレーン建設協会 ☐ 9 日本道路建設協会 ☐ 10 鉄骨建設協会 ☐ 11 日本建設組合連合 ☐ 12 全国中小建設協会 ☐ 13 情報通信エンジニアリング協会 ☐ 14 日本橋梁建設協会 ☐ 15 全国鉄筋工業協会 ☐ 16 日本電工業連合会 ☐ 17 日本室内装飾事業協同組合連合会 ☐ 18 日本タイル床瓦工事業会 ☐ 19 全日本板金工業組合連合会 ☐ 20 日本造園建設協会 ☐ 21 日本冷凍空調設備工業連合会 ☐ 22 日本機械士工協会 ☐ 23 日本シャッター・ドア協会 ☐ 24 全国建設室内工事業協会 ☐ 25 カーテンウォール・防火開口部協会 ☐ 26 プレストレスト・コンクリート建設協会 ☐ 27 日本保温保冷工業協会 ☐ 28 全国基礎工事業協同組合連合会 ☐ 29 日本ウエルポイント協会 ☐ 30 日本グラウト協会 ☐ 31 日本建設福祉工事業団体連合会 ☐ 32 日本造園組合連合会 ☐ 33 全国防水工事業協会 ☐ 34 日本基礎建設協会 ☐ 35 全日本瓦工事業連盟 ☐ 36 日本型枠工事業協会 ☐ 37 全国ダクト工業団体連合会 ☐ 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 ☐ 39 全国タイル業協会 ☐ 40 日本計装工業会</td></tr><tr><td>☐ 41 日本エクステリア建設協会 ☐ 42 全国道路標識・標示業協会 ☐ 43 日本金属屋根協会 ☐ 44 日本内装発電設備協会 ☐ 45 日本建築板金協会 ☐ 46 消防施設工事業協会 ☐ 47 日本運動施設建設協会 ☐ 48 全国圧入業協同組合連合会 ☐ 49 中小建設業住宅センター ☐ 50 全国マステック事業協同組合連合会 ☐ 51 全国ポンプ・圧送船協会 ☐ 52 全国板硝子工事業協同組合連合会 ☐ 53 日本屋外広告業団体連合会 ☐ 54 全国解体工事業団体連合会 ☐ 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 ☐ 56 日本ウレタン断熱協会 ☐ 57 日本配管工事業団体連合会 ☐ 58 ビルディング・オートメーション協会 ☐ 59 日本トンネル専門工事業協会 ☐ 60 日本アンカー協会 ☐ 61 日本潜水協会 ☐ 62 全国特定法面保護協会 ☐ 63 日本在来工法住宅協会 ☐ 64 ダイアモンド工事業協同組合 ☐ 65 日本建設業連合会 ☐ 66 フローリング協会 ☐ 67 プレハブ建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 68 全国中小建築工事業団体連合会 (住宅生産団体連合会) ☐ 69 日本ツーバイフォー建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 70 日本木造住宅産業協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 ☐ 72 全国鋼構工業協会 ☐ 73 マンション計画修繕施工協会 ☐ 74 全国建具組合連合会 ☐ 75 その他の団体 ☐ 76 所属団体なし</td></tr></table>		☐ 1 全国管工事業協同組合連合会 ☐ 2 日本空調衛生工事業協会 ☐ 3 日本塗装工業会 ☐ 4 全国建設協会 (各建設協会) ☐ 5 日本左官業組合連合会 ☐ 6 日本サッシ協会 ☐ 7 日本電設工業協会 ☐ 8 全国クレーン建設協会 ☐ 9 日本道路建設協会 ☐ 10 鉄骨建設協会 ☐ 11 日本建設組合連合 ☐ 12 全国中小建設協会 ☐ 13 情報通信エンジニアリング協会 ☐ 14 日本橋梁建設協会 ☐ 15 全国鉄筋工業協会 ☐ 16 日本電工業連合会 ☐ 17 日本室内装飾事業協同組合連合会 ☐ 18 日本タイル床瓦工事業会 ☐ 19 全日本板金工業組合連合会 ☐ 20 日本造園建設協会 ☐ 21 日本冷凍空調設備工業連合会 ☐ 22 日本機械士工協会 ☐ 23 日本シャッター・ドア協会 ☐ 24 全国建設室内工事業協会 ☐ 25 カーテンウォール・防火開口部協会 ☐ 26 プレストレスト・コンクリート建設協会 ☐ 27 日本保温保冷工業協会 ☐ 28 全国基礎工事業協同組合連合会 ☐ 29 日本ウエルポイント協会 ☐ 30 日本グラウト協会 ☐ 31 日本建設福祉工事業団体連合会 ☐ 32 日本造園組合連合会 ☐ 33 全国防水工事業協会 ☐ 34 日本基礎建設協会 ☐ 35 全日本瓦工事業連盟 ☐ 36 日本型枠工事業協会 ☐ 37 全国ダクト工業団体連合会 ☐ 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 ☐ 39 全国タイル業協会 ☐ 40 日本計装工業会	☐ 41 日本エクステリア建設協会 ☐ 42 全国道路標識・標示業協会 ☐ 43 日本金属屋根協会 ☐ 44 日本内装発電設備協会 ☐ 45 日本建築板金協会 ☐ 46 消防施設工事業協会 ☐ 47 日本運動施設建設協会 ☐ 48 全国圧入業協同組合連合会 ☐ 49 中小建設業住宅センター ☐ 50 全国マステック事業協同組合連合会 ☐ 51 全国ポンプ・圧送船協会 ☐ 52 全国板硝子工事業協同組合連合会 ☐ 53 日本屋外広告業団体連合会 ☐ 54 全国解体工事業団体連合会 ☐ 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 ☐ 56 日本ウレタン断熱協会 ☐ 57 日本配管工事業団体連合会 ☐ 58 ビルディング・オートメーション協会 ☐ 59 日本トンネル専門工事業協会 ☐ 60 日本アンカー協会 ☐ 61 日本潜水協会 ☐ 62 全国特定法面保護協会 ☐ 63 日本在来工法住宅協会 ☐ 64 ダイアモンド工事業協同組合 ☐ 65 日本建設業連合会 ☐ 66 フローリング協会 ☐ 67 プレハブ建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 68 全国中小建築工事業団体連合会 (住宅生産団体連合会) ☐ 69 日本ツーバイフォー建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 70 日本木造住宅産業協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 ☐ 72 全国鋼構工業協会 ☐ 73 マンション計画修繕施工協会 ☐ 74 全国建具組合連合会 ☐ 75 その他の団体 ☐ 76 所属団体なし	
☐ 1 全国管工事業協同組合連合会 ☐ 2 日本空調衛生工事業協会 ☐ 3 日本塗装工業会 ☐ 4 全国建設協会 (各建設協会) ☐ 5 日本左官業組合連合会 ☐ 6 日本サッシ協会 ☐ 7 日本電設工業協会 ☐ 8 全国クレーン建設協会 ☐ 9 日本道路建設協会 ☐ 10 鉄骨建設協会 ☐ 11 日本建設組合連合 ☐ 12 全国中小建設協会 ☐ 13 情報通信エンジニアリング協会 ☐ 14 日本橋梁建設協会 ☐ 15 全国鉄筋工業協会 ☐ 16 日本電工業連合会 ☐ 17 日本室内装飾事業協同組合連合会 ☐ 18 日本タイル床瓦工事業会 ☐ 19 全日本板金工業組合連合会 ☐ 20 日本造園建設協会 ☐ 21 日本冷凍空調設備工業連合会 ☐ 22 日本機械士工協会 ☐ 23 日本シャッター・ドア協会 ☐ 24 全国建設室内工事業協会 ☐ 25 カーテンウォール・防火開口部協会 ☐ 26 プレストレスト・コンクリート建設協会 ☐ 27 日本保温保冷工業協会 ☐ 28 全国基礎工事業協同組合連合会 ☐ 29 日本ウエルポイント協会 ☐ 30 日本グラウト協会 ☐ 31 日本建設福祉工事業団体連合会 ☐ 32 日本造園組合連合会 ☐ 33 全国防水工事業協会 ☐ 34 日本基礎建設協会 ☐ 35 全日本瓦工事業連盟 ☐ 36 日本型枠工事業協会 ☐ 37 全国ダクト工業団体連合会 ☐ 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 ☐ 39 全国タイル業協会 ☐ 40 日本計装工業会					
☐ 41 日本エクステリア建設協会 ☐ 42 全国道路標識・標示業協会 ☐ 43 日本金属屋根協会 ☐ 44 日本内装発電設備協会 ☐ 45 日本建築板金協会 ☐ 46 消防施設工事業協会 ☐ 47 日本運動施設建設協会 ☐ 48 全国圧入業協同組合連合会 ☐ 49 中小建設業住宅センター ☐ 50 全国マステック事業協同組合連合会 ☐ 51 全国ポンプ・圧送船協会 ☐ 52 全国板硝子工事業協同組合連合会 ☐ 53 日本屋外広告業団体連合会 ☐ 54 全国解体工事業団体連合会 ☐ 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 ☐ 56 日本ウレタン断熱協会 ☐ 57 日本配管工事業団体連合会 ☐ 58 ビルディング・オートメーション協会 ☐ 59 日本トンネル専門工事業協会 ☐ 60 日本アンカー協会 ☐ 61 日本潜水協会 ☐ 62 全国特定法面保護協会 ☐ 63 日本在来工法住宅協会 ☐ 64 ダイアモンド工事業協同組合 ☐ 65 日本建設業連合会 ☐ 66 フローリング協会 ☐ 67 プレハブ建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 68 全国中小建築工事業団体連合会 (住宅生産団体連合会) ☐ 69 日本ツーバイフォー建築協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 70 日本木造住宅産業協会 (住宅生産団体連合会) ☐ 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 ☐ 72 全国鋼構工業協会 ☐ 73 マンション計画修繕施工協会 ☐ 74 全国建具組合連合会 ☐ 75 その他の団体 ☐ 76 所属団体なし					
主な許可業種 (回答はいくつでも)	<table><tr><td>☐ 1 土木工事業 ☐ 2 建築工事業 ☐ 3 大工工事業 ☐ 4 左官工事業 ☐ 5 とび・土工工事業 ☐ 6 石工事業 ☐ 7 屋根工事業 ☐ 8 電気工事業 ☐ 9 管工事業 ☐ 10 タイル・れんが・ブロック工事業</td><td>☐ 11 鋼構造物工事業 ☐ 12 鉄筋工事業 ☐ 13 仮設工事業 ☐ 14 しゅんせつ工事業 ☐ 15 板金工事業 ☐ 16 ガラス工事業 ☐ 17 塗装工事業 ☐ 18 防水工事業 ☐ 19 内装仕上工事業</td><td>☐ 20 機械器具設置工事業 ☐ 21 熱絶縁工事業 ☐ 22 電気通信工事業 ☐ 23 造園工事業 ☐ 24 さく井工事業 ☐ 25 建具工事業 ☐ 26 水道施設工事業 ☐ 27 消防施設工事業 ☐ 28 清掃施設工事業 ☐ 29 解体工事業</td></tr></table>		☐ 1 土木工事業 ☐ 2 建築工事業 ☐ 3 大工工事業 ☐ 4 左官工事業 ☐ 5 とび・土工工事業 ☐ 6 石工事業 ☐ 7 屋根工事業 ☐ 8 電気工事業 ☐ 9 管工事業 ☐ 10 タイル・れんが・ブロック工事業	☐ 11 鋼構造物工事業 ☐ 12 鉄筋工事業 ☐ 13 仮設工事業 ☐ 14 しゅんせつ工事業 ☐ 15 板金工事業 ☐ 16 ガラス工事業 ☐ 17 塗装工事業 ☐ 18 防水工事業 ☐ 19 内装仕上工事業	☐ 20 機械器具設置工事業 ☐ 21 熱絶縁工事業 ☐ 22 電気通信工事業 ☐ 23 造園工事業 ☐ 24 さく井工事業 ☐ 25 建具工事業 ☐ 26 水道施設工事業 ☐ 27 消防施設工事業 ☐ 28 清掃施設工事業 ☐ 29 解体工事業
☐ 1 土木工事業 ☐ 2 建築工事業 ☐ 3 大工工事業 ☐ 4 左官工事業 ☐ 5 とび・土工工事業 ☐ 6 石工事業 ☐ 7 屋根工事業 ☐ 8 電気工事業 ☐ 9 管工事業 ☐ 10 タイル・れんが・ブロック工事業	☐ 11 鋼構造物工事業 ☐ 12 鉄筋工事業 ☐ 13 仮設工事業 ☐ 14 しゅんせつ工事業 ☐ 15 板金工事業 ☐ 16 ガラス工事業 ☐ 17 塗装工事業 ☐ 18 防水工事業 ☐ 19 内装仕上工事業	☐ 20 機械器具設置工事業 ☐ 21 熱絶縁工事業 ☐ 22 電気通信工事業 ☐ 23 造園工事業 ☐ 24 さく井工事業 ☐ 25 建具工事業 ☐ 26 水道施設工事業 ☐ 27 消防施設工事業 ☐ 28 清掃施設工事業 ☐ 29 解体工事業			
従業員数* (回答は一つ) ※期間の定めのある従業員、及び直接の雇用関係がない従業員を除く全従業員の数	<table><tr><td>☐ 1 1人 ☐ 4 10~29人 ☐ 7 300~499人</td><td>☐ 2 2~4人 ☐ 5 30~99人 ☐ 8 500~999人</td><td>☐ 3 5~9人 ☐ 6 100~299人 ☐ 9 1,000人以上</td></tr></table>		☐ 1 1人 ☐ 4 10~29人 ☐ 7 300~499人	☐ 2 2~4人 ☐ 5 30~99人 ☐ 8 500~999人	☐ 3 5~9人 ☐ 6 100~299人 ☐ 9 1,000人以上
☐ 1 1人 ☐ 4 10~29人 ☐ 7 300~499人	☐ 2 2~4人 ☐ 5 30~99人 ☐ 8 500~999人	☐ 3 5~9人 ☐ 6 100~299人 ☐ 9 1,000人以上			
総工事高に占める元請・下請工事の割合* (回答は一つ)	<table><tr><td>☐ 1 8割以上が元請工事である ☐ 2 8割以上が下請工事である ☐ 3 元請・下請が混在している (上記2項目に当てはまらない)</td></tr></table>		☐ 1 8割以上が元請工事である ☐ 2 8割以上が下請工事である ☐ 3 元請・下請が混在している (上記2項目に当てはまらない)		
☐ 1 8割以上が元請工事である ☐ 2 8割以上が下請工事である ☐ 3 元請・下請が混在している (上記2項目に当てはまらない)					

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に関する調査 国土交通省

2 下請企業等への社会保険加入の確認・指導について

「*」がついているのは、「必須」設問です。

●下請企業等への社会保険等への加入状況の確認・指導についてご回答下さい。

Q2-1 下請企業・協力会社の社会保険への加入確認は実施していますか。企業の加入状況、従業員・作業員の加入状況それぞれについてご回答下さい

a. 企業の加入状況の確認について (回答はひとつ) *

☐ 1 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」で確認している

☐ 2 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認している

☐ 3 特に確認していない

☐ 4 下請業者・協力会社はいない

☐ 5 その他

(具体的に:)

b. 従業員・作業員の加入状況の確認について (回答はひとつ) *

☐ 1 主に「作業員名簿」で確認している

☐ 2 主に「作業員名簿」に加えて保険証のコピー等関係資料で確認している

☐ 3 特に確認していない

☐ 4 下請業者・協力会社はいない

☐ 5 その他

(具体的に:)

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に関する調査 国土交通省

「*」がついているのは、「必須」設問です。

●下請企業・協力会社や従業員・作業員が、適用除外でもないのに社会保険等に未加入であった場合の対応についてご回答下さい。

Q2-2 加入するように指導は行っていますか

a. 企業の未加入が判明した場合 (回答はひとつ) *

☐ 1 指導を行っている

☐ 2 指導は行っていない

☐ 3 全社加入しているため指導の必要がない

☐ 4 その他

(具体的に:)

b. 従業員・作業員の未加入が判明した場合 (回答はひとつ) *

☐ 1 指導を行っている

☐ 2 指導は行っていない

☐ 3 全員加入しているため指導の必要がない

☐ 4 その他

(具体的に:)

Q2-3 未加入が判明した場合、その後どのような対応を行っていますか

a. 企業が未加入であった場合 (回答はひとつ) *

☐ 1 下請企業として選定しない

☐ 2 未加入のまま下請企業として選定している

☐ 3 指導を行い、加入が確認できたら下請企業として選定する

☐ 4 その他

(具体的に:)

b. 従業員が未加入であった場合 (回答はひとつ) *

☐ 1 下請企業として選定していない

☐ 2 現場への入場を禁止している

☐ 3 未加入のまま現場への入場を認めている

☐ 4 指導を行い、加入が確認できたら入場を認める

☐ 5 その他

(具体的に:)

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に関する調査 国土交通省

3 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

「*」がついているのは、「必須」設問です。

●下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書（以下、「内訳明示した見積書」という）の活用状況についてお聞きします。

●「8割以上が元請工事」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q3-1 内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか (回答はひとつ) *

☐ 1 全ての下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 2 全ての下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している

☐ 3 一部の下請契約で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している

☐ 4 一部の下請契約で内訳明示はしないが法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している

☐ 5 特に指導していない

Q3-2 実際に内訳明示した見積書の提出を受けたことはありますか (回答はひとつ) *

☐ 1 かなりある (8割以上)

☐ 2 おおむねある (5～8割程度)

☐ 3 あまりない (3～5割程度)

☐ 4 ほとんどない (1～3割程度)

☐ 5 まったくない (1割未満)

Q3-3 下請企業から内訳明示した見積書を提示された場合の取扱いルールは定めていますか (回答はひとつ) *

☐ 1 定めている

☐ 2 現在は定めていないが、今後定める予定

☐ 3 現在定めていないし、今後も予定はない

☐ 4 その他

(具体的に:)

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に関する調査 国土交通省

4 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

「*」がついているのは、「必須」設問です。

●「8割以上が下請工事」、もしくは「元請・下請が混在している」方にお尋ねします。

Q4-1 注文者から、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示は受けていますか (回答はひとつ) *

☐ 1 ほとんどの工事で法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示を受けている (8割以上)

☐ 2 おおむね法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示を受けている (5～8割程度)

☐ 3 あまり法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示を受けていない (3～5割程度)

☐ 4 ほとんど法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示を受けていない (1～3割程度)

☐ 5 まったく法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示を受けていない (1割未満)

Q4-2 注文者に対して法定福利費を内訳明示した見積書を提出していますか (回答はひとつ) *

☐ 1 ほとんどの工事で提出している (8割以上)

☐ 2 おおむね提出している (5～8割程度)

☐ 3 あまり提出していない (3～5割程度)

☐ 4 ほとんど提出していない (1～3割程度)

☐ 5 まったく提出していない (1割未満)

☐ 6 取組自体がよくわからない

☐ 7 その他

(具体的に:)

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況に関する調査 国土交通省

「*」がついているのは、「必須」設問です。

Q4-3 現在のところ、内訳明示した見積書を提出していない理由は何ですか (回答はいくつでも) *

☐ 1 受注競争上不利になる

☐ 2 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかった

☐ 3 注文者から提出するよう指示がなかった

☐ 4 注文者が総値しか見えないなど、提出しても意味がないと考えたため

☐ 5 法定福利費の計算方法が難しくよくわからないため、自社で作成することが困難であるため

☐ 6 見積書が指定された様式であった

☐ 7 同業他社が提出していない

☐ 8 以前に提出したが受け取ってもらえなかった

☐ 9 注文者から提出しないように指示された

☐ 10 公共工事ではないから

☐ 11 その他

(具体的に:)

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

【*】がついているのは、「必須」説明です。

Q4-4 注文者に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか（回答はいくつでも）*

- ☐ 1 内訳明示した法定福利費を含む見積金額を支払われた契約となった
- ☐ 2 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
- ☐ 3 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われた契約となった
- ☐ 4 法定福利費の一部を含めて減額された契約となった
- ☐ 5 法定福利費の請求は認められない契約となった
- ☐ 6 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえなかったが無視された
- ☐ 7 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

【*】がついているのは、「必須」説明です。

Q4-5 注文者からの法定福利費の支払いはどうに行われましたか（回答はいくつでも）*

- ☐ 1 見積書に内訳明示した法定福利費の額を考慮して法定福利費が支払われた
- ☐ 2 注文者が決めた工事費に対する割合などに基づいて法定福利費が支払われた
- ☐ 3 企業として抱えている労働者の社会保険への加入率を考慮して法定福利費が支払われた
- ☐ 4 実際に工事現場に入場した労働者の人数等を考慮して法定福利費が支払われた
- ☐ 5 請負金額の総額を調整する形で法定福利費が支払われた
- ☐ 6 法定福利費がどのように支払われたのかわからない
- ☐ 7 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 国土交通省

【*】がついているのは、「必須」説明です。

Q4-6 内訳明示した見積書を「受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だと思えますか（回答はいくつでも）*

- ☐ 1 自社が社会保険に加入していない
- ☐ 2 作業員（従業員）の中に社会保険未加入者がいたため
- ☐ 3 注文者（元請企業又は上位の下請企業）が法定福利費を受け取っていない
- ☐ 4 過去の見積額と比べて高額であった
- ☐ 5 当該工事における注文者の目標利益を維持するため
- ☐ 6 他社と比較して高額であった
- ☐ 7 見積書の各費目（法定福利費を含む）の算定根拠が不明確であったため
- ☐ 8 社会保険未加入対策の目標年度までまだ猶予がある
- ☐ 9 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない
- ☐ 10 指定様式ではなかった
- ☐ 11 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている
- ☐ 12 注文者（元請企業又は上位の下請企業）の会社としての方針である
- ☐ 13 わからない
- ☐ 14 その他

（具体的に： ）

前へ 次へ

確認画面

「送信する」をクリック

回答終了